



年金 住民環境課からのお知らせ

問 住民環境課 戸籍年金係
☎476-1111(126)

◆社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年始めて国民年金保険料を納付された方については、来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

※『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』についてのご質問は、控除証明書のハガキに表示されている専用ダイヤルか、鹿屋年金事務所（TEL：0994-42-5121）へお問い合わせください。



◆年金受給者のみなさまへ

～『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう！～

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。（障害年金・遺族年金は課税されません。）

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から『扶養親族等申告書』が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

平成27年分『扶養親族等申告書』が送付される方		
年 齢	65歳未満	年金額が108万円以上
	65歳以上	年金額が158万円以上

※年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。